平成２７年（フ）第１１０３号
京都市左京区岩倉長谷町1562番地　ルミエール539　101号、前住所京都市左京区大原上野町252番地の１
債務者　辻石　一之
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９７号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―223号
債務者　西田　浩晃
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９８号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―223号
債務者　西田　純子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４３４号
福岡県春日市須玖南４丁目95番地　アーサー須玖リベックス501号
債務者　八尋一二三
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０３号
福岡市中央区笹丘１丁目７番５号
債務者　山方　家斗
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６０４号
福岡市中央区笹丘１丁目７番５号
債務者　山方百合子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６５６号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西１丁目80番地２　サンビレッジ紅葉ヶ丘201号
債務者　藤本　由治
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７５号
福岡市城南区友丘１丁目12番32―203号
債務者　山方　一道
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７５号
山形市西田２丁目４番18号　ハイツ国際102号
債務者　安部　雪子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８号
山形市城西町３丁目７番21号　城西タウン103号
債務者　荒井　良子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２号
山形県上山市朝日台２丁目１番11号
債務者　設樂　和子
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８５号
山形市大字中桜田478番地（２―106号）　雇用促進住宅
債務者　嶋　　汎
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８６号
山形市大字門伝4160番地３
債務者　髙野　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
岐阜県大垣市中野町３丁目７―１　ウランＴＯＷＥＲ　501、住民票上の住所岐阜市福光西１丁目２番３号（プリシェール福光　102号室）
債務者　山口　人寧
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市木戸町239番地３　メゾンドレジェール　106号
債務者　小林　輝次
1　決定年月日時　平成27年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
愛知県知立市中町花山12番地６
債務者　安部美千絵
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住２棟31号
債務者　久保きよの
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部